令和4年10月25日(火) 国土交通省関東地方整備局 企 画 部 · 港 湾 空 港 部

記者発表資料

令和4年度 工事事故防止強化月間 ~工事事故防止に向けた安全対策の取り組み~

関東地方整備局では、平成15年度より「重点的安全対策」を定め、工事事 故の防止に努めているところです。

令和4年度の関東地方整備局における工事事故発生状況は9月30日現在で18件であり、前年度同日時点の発生件数(25件)と比較すると減少傾向にありますが、これから工事の最盛期を迎えるに当たり、より一層の注意が必要です。

工事安全対策の向上を図るため、工事稼働現場が増加する11月を「工事事故防止強化月間」とし、別紙のとおり実施要領を定め、管内関係事務所に通知するとともに、関係業団体に協力を要請し、工事安全対策に重点的に取り組みます。

なお、令和4年度の事故発生状況の詳細や事故事例については、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html

発表記者クラブ 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 建設専門官 近藤 拓一郎 電話 048-600-1332

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 工事安全推進室 室長 長森 雅彦 電話 045-211-7419

令和4年度 工事事故防止強化月間 実施要領

1. 目的

工事事故防止強化月間(以下「強化月間」という。)は、工事稼動現場が多くなる時期において、安全対策の取組を確認・強化することにより、受発注者の安全意識を高め、工事事故を防止することを目的とする。

2. 対象期間

令和4年11月1日(火)から令和4年11月30日(水)まで。 (※上記対象期間は推奨期間であり、対象期間内に実施が困難な場合はこの 限りではない。)

3. 実施内容

各事務(管理)所、センターにおいては、以下の実施内容について取り組む ものとし、以下の実施内容以外の安全対策の取組についても、各管内の現場状 況や工事特性、事故の発生状況等を踏まえ、積極的に取り組んでいくこと。

① 安全協議会等の開催

- ・強化月間内に施工中の全工事の受注者を対象とした安全協議会等を、事務 所長出席のもと、事務所単位又は出張所単位で適宜開催する。
- ・安全協議会等では、「関東地方整備局令和4年度重点的安全対策」、「事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起」等を説明し、 周知徹底を図る。
 - また、管内の労働基準監督署、所轄警察署の講話及び外部機関(建災防等) を活用した講習会等を併せて行い、安全に対する注意喚起を図る。
- ・安全協議会等の開催に当たっては、WEB方式の活用や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じることとし、記者発表をする場合は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じる旨を明記すること。

② 現場の安全総点検・パトロール

- ・強化月間内に施工中の全ての工事について、現場の安全総点検・パトロールを実施し、安全対策が適切に実施されていることを受発注者間で相互に 確認して安全意識の向上を図る。
- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する。 令和4年度に工事事故が発生した現場については、再発防止の取組の実施 状況を確認する。

③ 啓発活動

強化月間の趣旨を工事関係者等に広く周知するため、次のような啓発活動を積極的に実施する。

- ・「関東地方整備局令和4年度重点的安全対策」の啓発
- ・「工事事故防止強化月間」チラシの配布・掲示
- ・「工事事故の現状と対策について」(本局作成資料)の配布
- ・「事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起」
- ・現場で作業を行う業務委託業者に対する安全対策についての注意喚起



国土交通省 関東地方整備局

令和4年度 工事事故防止強化月間

実施期間:令和4年11月1日~11月30日

取り組み内容



安全協議会等の開催



現場の安全総点検、パトロールの実施



安全管理・事故防止に関する啓発活動

関東地方整備局管内 工事事故発生状況 令和4年9月末時点18件(速報値)

(令和3年9月末時点25件)

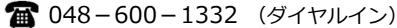
(TOPICS)

- ◆ 工事事故発生件数は対前年度比で 7 件減少
- ◆ 「架空線等の損傷事故」及び「地下埋設物件の損傷事故」が 多発している状況
 - ※架空線近接箇所・地下埋設物作業チェックリスト
 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf
- ホームページでは工事事故の発生件数や事故事例など 各種安全関係の資料を掲載しています。

http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html



問合せ先 : 国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当



工事事故の現状と対策について



令和4年10月 関東地方整備局 企画部 技術調査課

1. 平成30~令和4年度 工事事故発生状況

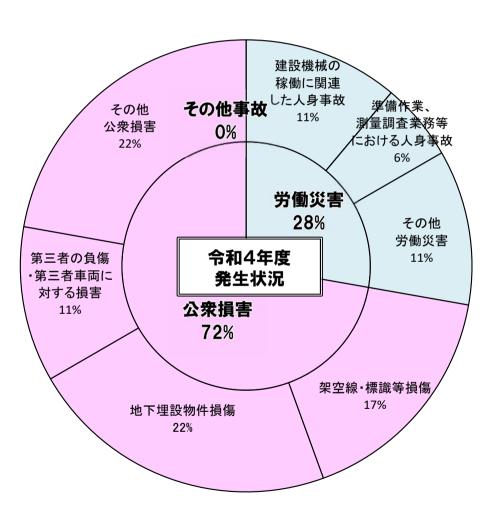
▶ 令和4年度は9月末時点で累計18件の工事事故が発生しており、前年度と比較すると7件減少しているが、 引き続き注意が必要。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度 累計	5件	8件	13件	15件	23件	25件	30件	37件	43件	47件	50件	55件
(月毎)	(5件)	(3件)	(5件)	(2件)	(8件)	(2件)	(5件)	(7件)	(6件)	(4件)	(3件)	(5件)
令和元年度 累計	1件	4件	10件	14件	17件	24件	31件	36件	37件	41件	45件	49件
(月毎)	(1件)	(3件)	(6件)	(4件)	(3件)	(7件)	(7件)	(5件)	(1件)	(4件)	(4件)	(4件)
令和2年度 累計	2件	5件	9件	13件	15件	20件	28件	34件	34件	40件	42件	45件
(月毎)	(2件)	(3件)	(4件)	(4件)	(2件)	(5件)	(8件)	(6件)	(0件)	(6件)	(2件)	(3件)
令和3年度 累計	6件	8件	14件	19件	22件	25件	29件	35件	39件	43件	44件	46件
(月毎)	(6件)	(2件)	(6件)	(5件)	(3件)	(3件)	(4件)	(6件)	(4件)	(4件)	(1件)	(2件)
令和4年度 累計	2件	4件	7件	9件	13件	18件						
(月毎)	(2件)	(2件)	(3件)	(2件)	(4件)	(5件)						

2. 発生形態別 工事事故発生件数の内訳

- ・令和3年度発生形態の内訳では、41%が労働災害で、59%が公衆損害事故となっている。
- ・工事事故件数は減少傾向であるが、重点的安全対策に定めている「**架空線・標識等の損傷」**や 「地下埋設物の損傷」については、令和4年度においても発生している状況。



※その他事故とは、	建設機械の軸	运倒・転落事は	汝のうち、
工事関係者の死傷	語者がなく、4	公衆に損害を与	すえていない事故を分類

※令和4年度の事故件数については、9/30現在暫定の件数である。

	and all was disk		発生	件数	
	発生形態	R1	R2	R3	R4
	建設機械等の稼働 に関連した人身事故	3	6	5	2
	部材の加工作業等 により自らを負傷	0	0	2	0
労	資機材等の落下や 下敷きで負傷	4	5	4	0
労働災害	足場・法面等からの墜落 事故	4	5	3	0
	準備作業、測量調査業務 等における人身事故	0	1	1	1
	その他労働災害	10	5	4	2
	小計	21	22	19	5
	架空線•標識等損傷	4	3	7	3
公	地下埋設物件損傷	1	5	6	4
公衆損害	第三者の負傷・ 第三者車両に対する損害	18	9	10	2
吉	その他公衆損害	2	4	4	4
	小計	25	21	27	13
	その他事故	3	2	0	0
	合 計	49	45	46	18

3. 令和4年度 重点的安全対策(架空線等の損傷事故の防止)

今年度も、<u>架空線等の損傷事故が発生</u>しております。 第三者への影響が大きい、重大事故に繋がる恐れがあるため、下記チェックリスト を御活用頂くなど、改めて事故防止に努めてください。

架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地 調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認しているか。		11
2. 現地調査結果を発注者(監督職員)に報告したか。		//
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。		11
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 ①架空線等上空施設への防護カバーの設置 ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置 ④建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 ⑤近接して施工する場合は見張員の配置		//
5. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保しているか。		11
6. 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事 現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置(場所、高 さ等)を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行 の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹 底しているか。		11
7. 公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時 の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても 周知徹底しているか。		//

(高圧線付近での作業)

	. 接触のおそれのある高圧線には防護措置を講じているか。または誘導 遠を配置しているか。	//	
9	 電路から下記の離隔距離が十分とれているか。 	11	

電路の電圧 (交流)	離隔距離
特別高圧(7,000以上)	2m以上、但し、60, 000V以上は10,0 00V又はその端数を増 すごとに20cm増し
高圧(600~7,000V)	1. 2m以上
低圧(600V以下)	1.0m以上

3. 令和4年度 重点的安全対策(地下埋設物の損傷事故の防止)

<u>今年度も、地下埋設物の損傷事故が発生</u>しております。 試掘が行われないまま埋設物を損傷させる事案もあり、改めて下記チェックリスト を御活用頂き、事故防止に努めてください。

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		//
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		//
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		//
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印を付けているか。		//
5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会を求めたか。		//
6 埋設物管理者及び監督職員の立会のもとに試掘を行ったか。		//
7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		//
8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。		//
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		//
10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。		//

4. 工事事故防止強化月間について

■目的

工事稼動現場が多くなる時期において、安全対策の取組を確認・強化することにより、受発注者の安全意識を高め、工事事故を防止することを目的として実施。

■対象期間

令和4年11月1日(火)~令和4年11月30日(水)までとする。

■実施内容

安全協議会等の開催及び現場安全総点検・パトロールを実施する際は、WEB方式の活用や 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じること。

- ① 安全協議会等の開催
 - ・「関東地方整備局令和4年度重点的安全対策」、「事務所管内の事故事例や 工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起」等を説明し、周知徹底を促す。
 - 外部機関を活用した講習会等を併催し、安全意識の向上を図る。
- ② 現場の安全総点検・パトロール
 - ・強化月間内に施工中の全ての工事について、現場の安全対策が適切に実施されていることを受発注者間で相互に確認して安全意識の高揚を図る。
 - ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する。

4. 工事事故防止強化月間について

③ 啓発活動

- 「関東地方整備局令和4年度重点的安全対策」の啓発
- ・「工事事故防止強化月間」チラシの配布・掲示
- ・「工事事故の現状と対策について」(本局作成資料)の配布
- ・事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起
- ・現場で作業を行う業務委託業者に対する安全対策についての注意喚起



車両や家屋近傍の作業においてナイロン刃を 用いて作業を実施



未使用機械の鍵は外す



施工範囲の窓ガラス部分に防護ネットを取付



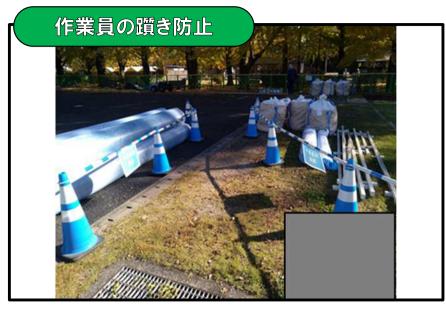
窓ガラス防護用開閉式フェンス



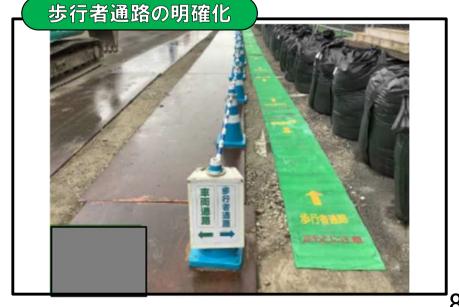
敷鉄板の「段差あり注意」の表示



出入り口前に荷姿確認用ミラーを設置



通路を明確にし躓き防止



歩行者通路にマットを敷き明示看板も設置



開口部危険箇所の明示



構造物との挟まれ事故防止する接触警告装置の採用



VRによる事故疑似体験



地下埋設物の位置を明確に表示



頭上部トラクッション及びピンクリボン設置



隣地への資材崩れや飛び出し防止



高さ制限付きバックホウの採用



ブーム旋回時に音声による人払いを実施



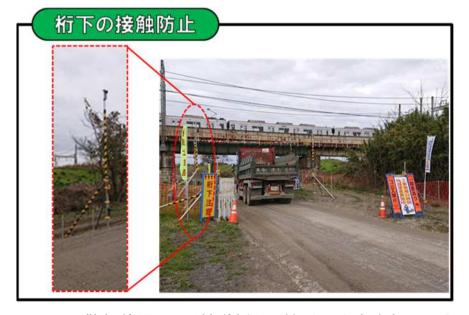
工事用道路の落ち葉清掃を実施



安全帯使用訓練場の設置



通電に伴う感電への注意表示



警報装置により鉄道橋との接近の注意喚起

5. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R3年度) <参考となる安全対策事例>









【事故事例①】バックホウのアームが架空線に接触し、架空線を損傷

工事種別

アスファルト舗装工事

事故発生日

令和4年5月26日

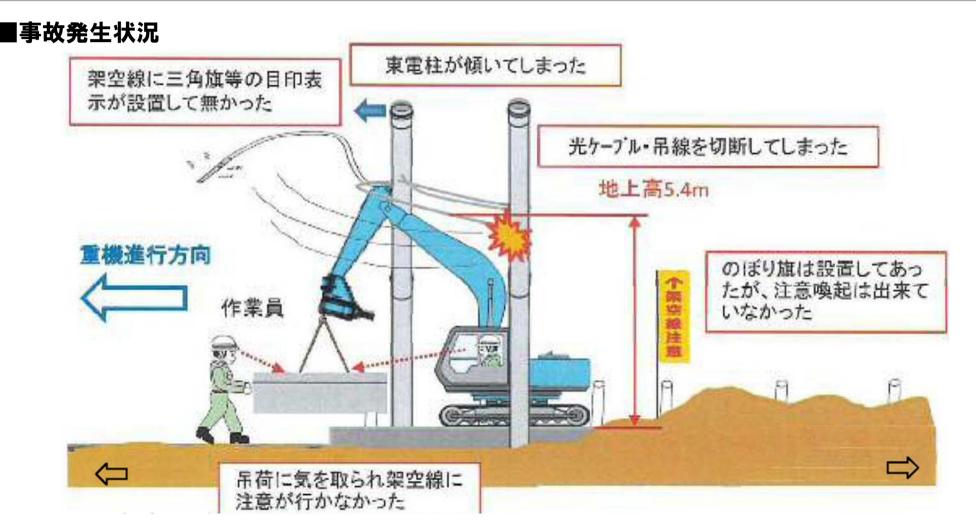
気象条件

晴

■事故概要

公衆損害 - 架空線損傷

・翌日の準備作業中、施工予定箇所にU型側溝が仮置きされていたため、バックホウにてU型側溝を吊り上げて 移動した際、バックホウのアーム部分で光ケーブルを損傷した事故。



【事故事例①】バックホウのアームが架空線に接触し、架空線を損傷

発生要因

- ○当該作業は予定外の作業であった。
- 〇吊荷のU型側溝に気を取られ、架空線への注意が不十分であった。
- 〇架空線下での作業であるが、見張り員がいなかった。
- 〇架空線に三角旗(目印表示)の設置がなされておらず、のぼり旗の設置数が少なく、注意喚起が不十分 であった。

再発防止策

- 〇朝礼・KY時に作業内容を周知し、予定外作業は実施しない。
- 〇架空線付近での作業時は、事前に架空線の位置、高さを必ず確認する。
- 〇架空線の周辺で作業を行う場合は、見張り員を配置することを徹底する。
- 〇架空線に三角旗の設置、周囲にのぼり旗を目立つように設置し注意喚起を図る。

予定外作業の際に、安全対策が不足し発生した事故

【事故事例②】鋼矢板打設時に既設埋設配管を損傷した事故

工事種別

建築工事

事故発生日

令和4年6月13日

気象条件

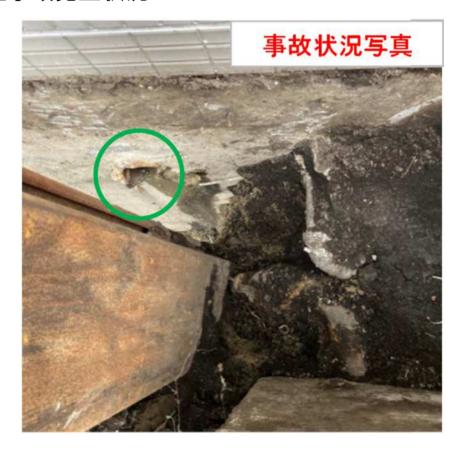
晴れ

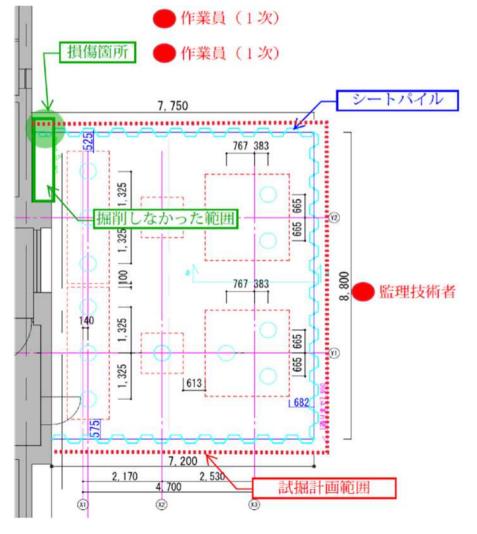
■事故概要

公衆損害 - 地下埋設物件損傷

・鋼矢板打設時に、建物から排水桝へ接続する配管を破損した事故。

■事故発生状況





【事故事例②】鋼矢板打設時に既設埋設配管を損傷した事故

発生要因

- 〇山留部分全体の試掘を計画していたが、試掘していない箇所が出来てしまった。
- 〇配管の経路について、既存図面の確認が不足しており、配管位置を勘違いしていた。

再発防止策

- 〇事前調査は必ず行い、試掘範囲は全て確実に行うように徹底するとともに、漏れがないかを十分確認した上で、監督員に正確に報告する。
- ○施工前に既存図面の確認を徹底する。
- 〇発見された既存配管等に目印を付けるなど、全ての下請け作業員に調査結果を周知し、万が一図面には ない異常があった場合には作業を中断し、元請への報告を徹底させる。
- 〇監理技術者・元請現場担当者の現場巡視の頻度を増やし、必要に応じて監督員に立ち会いを依頼する。

思い込みや、作業の確認不足により発生した事故

【事故事例③】測量作業中に作業員が擁壁天端から転落

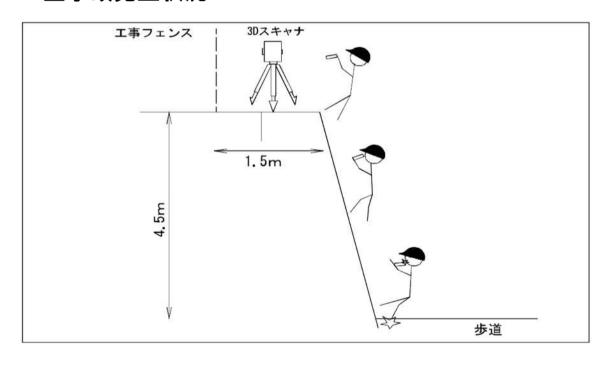
工事種別 業務 **事故発生日** 令和4年4月5日 **気象条件** 晴

■事故概要

労働災害 -準備作業、測量調査業務等における人身事故

- ・高さ4.5mのブロック積擁壁の天端上で、測量作業中に足を踏み外し歩道へ転落した事故。
- ・タブレットPCを見ながら移動しており、ヘルメットは被っていたが安全帯は着用していなかった。

■事故発生状況







【事故事例③】測量作業中に作業員が擁壁天端から転落

発生要因

- 〇転落災害を防ぐための注意喚起や作業計画の整備が不十分であり、高所作業に対する安全意識が低い 状態であった。
- 〇作業前KYミーティングでは、高所作業についてのミーティングがなされていなかった。
- 〇測量器械及びタブレットPCの操作を単独で行っていたため、周囲・足元の注意が散漫になった。
- 〇天端部は幅約1.5mであり、通行に支障もない広さであることから墜落災害に対する油断が生じていた。

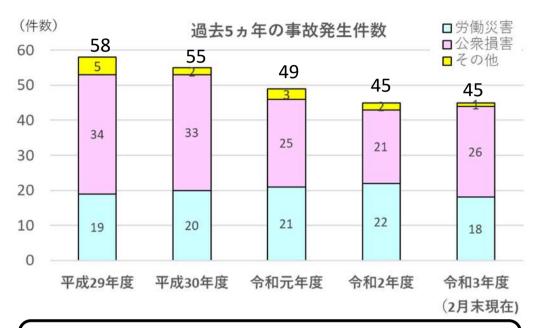
再発防止策

- ○業務計画書に高所作業での作業の記述を設け、周知徹底を図る。
- 〇現場内で転落災害が起こりうる場所の調査を実施し、注意点や作業ルールを定める。また、高所作業に限らず災害が予見される場合は、その作業を一時中断し、作業手順に照らして再度検討・周知を行ってから 作業を再開する。
- ○単独で出来る作業であっても、事故が想定される場合であれば単独作業はしない現場ルールを定める。
- 〇高所作業の際は、過信や油断をしないよう注意喚起、声かけによって事故を未然に防ぐ作業体制を整える。

関東地方整備局令和4年度重点的安全対策(概要版)

1. 過去5力年事故発生件数推移

近年の事故発生件数は横ばいの状況であるが、令和3年度は若干 増加傾向(公衆損害は増加、労働災害は減少傾向)です。



- 3. 令和4年度重点的安全対策事故発生形態 令和3年度に<u>事故が多発している発生形態</u>を重点的安全対策事故 発生形態とします。
 - I.架空線等上空施設の損傷事故防止

(R3発生割合16% 7件/45件)

Ⅱ.建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

(R3発生割合11% 5件/45件)

Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

(R3発生割合 9% 4件/45件)

Ⅳ.足場・法面等からの墜落事故防止

(R3発生割合 7% 3件/45件)

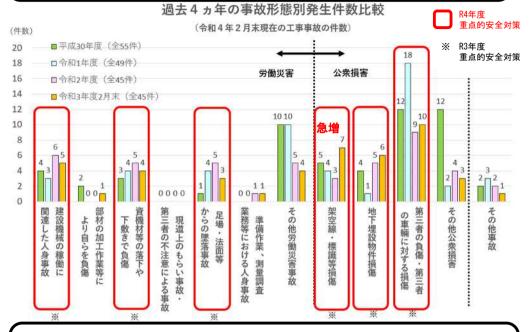
V.地下埋設物の損傷事故防止

(R3発生割合13% 6件/45件)

VI.第三者の負傷、第三者車輌等に対する損害

(R3発生割合22% 10件/45件)

2. 過去4カ年事故発生形態別発生件数比較 令和3年度は、公衆損害の発生割合が多く、特に架空線・標識等 損傷に関する事故が急増しています。



4. トピックス

架空線・標識等損傷事故により、電力施設や通信施設に損傷を発生させると第三者への影響が非常に大きいため、ご注意願います。

令和3年度は、建設機械・バックホウのアームやダンプの荷台を下げ忘れたことが原因で架空線を損傷した事故が多発しています。

架空線等を損傷した場合は、近隣住居・社屋等の民間利用に大きな支障が生じます。 チェックリスト等を利用し、工事事故防止に努めて下さい。

また、オペレータ等工事関係者に対し、工事現場の架空線等上空施設の種類、位置(場所・高さ等)及び留意事項を周知するとともに、アームや荷台を上げたままで移動・走行しないよう徹底して下さい。



パックホウのアームを上げたまま走行したことにより 架空線を損傷した事故の写真

架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
 1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地 調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認しているか。 		11
2. 現地調査結果を発注者(監督職員)に報告したか。		11
3 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。		11
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 ①架空線等上空施設への防護カバーの設置 ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置		

※**チェックリストは関東地整HPに掲載**されております。 https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf

関東地方整備局令和4年度重点的安全対策 (概要版)

重点的安全対策として実施するべき主な内容

令和3年度(2月末現在)は、死亡事故は発生していないものの、事故件数は2月末現在で昨年度全体の発生件数と比較して同数となっている状況である。

重点的安全対策として定めている架空線等上空施設の損傷事故防止として建設機械のアームやダンプトラックの荷台をあげたまま移動しないことなど基本的な安全対策の遵守不足や作業計画・施 工手順の検討・周知徹底が不足等を要因とした事故が多い。

よって、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底など安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要である。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

- ・施工前に現地調査を実施し、種類、位置等を確認するとともに、チェックリスト等を用いて、作業員へ周知、指導を徹底する。
- ・架空線に注意が向くよう目印表示等を設置するとともに、必要に応じて保護力が一等の保安措置を行う。
- ・架空線等障害物周辺の建設機械等の作業においては、誘導員を配置し、合図を定めて誘導する。
- ・バックホウ等建設機械を移動する時は、<u>必ずアームや荷台・ブームを下げて移動</u>する。

Ⅱ、建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

※ 合種ナエックリストは関東地登HPIに掲載されております。 https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.p

- ・周辺状況、現場条件を事前に確認し、適切な施工機械を選定し、機械の取扱説明書等を遵守する。
- ・路肩・法肩等危険な場所での建設機械作業、人と建設機械の共同作業においては、誘導員を適正に配置する。
- ・建設機械の転倒や人との接触の恐れのある作業においては、事故防止のため、必要な作業手順を周知徹底する。

Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

- ・現場における作業行動その他業務に起因する<u>危険性の調査(リスクアセスメント)</u>等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。
- ・防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。
- ・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。
- ・作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。

Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止

- ・墜落制止用器具(安全帯)の着用など、作業方法、作業手順を周知徹底する。
- ・親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。
- 作業員が安全に移動できる通路を確保する。

V. 地下埋設物の損傷事故防止

- ・作業に先立ち図面等の照会を必ず行う。
- ・<u>試掘等により目視確認</u>し、必要に応じて探査機等による非破壊探査の併用も検討する。
 (図面と現地の埋設状況が異なる場合があるので注意が必要)
- ・作業員にチェックリスト等を用いて留意事項を指導する。
- ・目印表示等による埋設位置の明示を行う。

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

- ・工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置し、事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。
- ・交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

Ⅶ. 事故防止

- ・<u>誘導員の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定める</u>とともに、関係者に周知徹底すること。 (予定外作業が生じた場合は、元請が作業間の連絡及び調整を行うこと。)
- ・建設機械のアームやダンプの荷台を下げた状態の確認方法を作業計画書に明記し周知徹底すること。
- 建設機械、墜落制止用器具等については、取扱説明書や作業手順書等のルールを関係者へ周知徹底すること。
- ・工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置し、交通誘導員の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。
- 特に片側交互規制において第三者車両等を誘導する場合は、車両通過の確認方法や交通誘導員の合図・誘導方法を明確に定めること。
- ・工事、業務関係車両運転手は交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。
- ・「VII.事故防止の重点的安全対策として実施するべき内容」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容 の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。



架空線対策

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		11
 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。 		//
 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。 		11
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ベンキ等の目印を付けているか。		11
5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会を求めたか。		11
6. 埋設物管理者及び監督職員の立会のもとに試掘を行ったか。		11
7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行った か。		11
8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。		11
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		11
10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。		11

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

埋設物チェックリストの活用

	10:35	模	
作業名	施工会社名		
工法等	I#6		
作業期間	经由联系名		
作成年月日	\$11 × 31 × 31		
作成责任者	DROUGO		
使用設備・機械			
使用工具・機器			
安全技術-保護具			
使用資材			
作業に必要な主な資格と配置予定者	1		
関係者周知記録(サイン)(年 月	1 1)		
作業に必要な主な資格と配置予定者			
□※1-必要な五な資格と配置予定者	,		
作業内容が変わった場合には職長・	元請罪員に報告し、指示を受け	こから作業を見	能する
••	●●建設 株式会社		
	和〇年〇月		

施工計画・作業手順の明確化、遵守・周知徹底

※詳細は本編をご参照願います。